

# 社会福祉法人佐伯民生福祉会 役員等報酬及び費用弁償規程

## (目 的)

**第1条** 社会福祉法人 佐伯民生福祉会（以下「法人」という。）の職務に従事する役員等の報酬並びに費用弁償費（以下「交通費等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

**第2条** この規程において役員等とは、法人の理事（法人の職員を除く）、監事、評議員をいう。

## (職 務)

**第3条** 役員等の職務とは、次の職務をいう。

- (1) 理事・評議員は、各会議等への出席
- (2) 監事は、法人の決算監査及び行政機関の監査立合いや各種会議への出席
- (3) 理事長は、法人運営上必要と認められる職務をいう。
- (4) その他、理事長が特に必要と認める職務にあたる場合

## (報酬及び費用弁償費)

**第4条** 前条に定める職務にあたる役員等に支給する報酬の額は、別表1によるものとする。ただし、理事長の報酬については、年額として250,000円を支給するものとする。

2 前項のほか、職務を行うために要する経費として、別表2の交通費等を別に支給するものとする。

## (支 払)

**第5条** 前条の報酬及び交通費等の支払いは、同月内に現金により支給するものとし、報酬については、所得税の源泉徴収後の金額を支給する。なお、理事長には6月、9月、12月、3月末日までに各四半期分の報酬（源泉徴収後）及び交通費等を現金により支給するものとする。

## (委 任)

**第6条** この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日に遡及し施行する。

## 附則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

役職名	区 分	支払報酬額	備 考
理 事 評議員	半日	4,160 円	所得税額 (160 円)
	一日	9,660 円	〃 (1,660 円)
監 事	半日	4,160 円	〃 (160 円)
	一日	12,450 円	〃 (2,450 円)

- 注) 1 理事・評議員会出席時の報酬は、理事・監事・評議員ともに 4,160 円(所得税額 160 円)とする。
- 2 所得税は、源泉徴収するものとする。
- 3 区分の半日は午前・午後のいずれかの時間帯とするものとし、午前午後を通して勤務の場合は 1 日とする。

別表 2 (第 4 条関係)

種 類	摘 要	支給額	備 考
交通費	公共交通機関利用の場合 (タクシーを除く)	実費	旅費規則に準じる
	自家用車使用の場合	23 円/k m	片道 3 km 以上 (小数点以下切捨て)
宿泊費	県 外	12,000 円	1 泊に対し
	県 内	10,000 円	
日 当	佐伯市外の場合	2,500 円	1 日に対し

注) 日当の支払いは理事長のみとする。